

病棟の機能変更に関するお知らせ

地域移行機能強化病棟新設について

平成26年の精神保健福祉法の改正等により、これまでの入院医療中心の施策から地域生活への移行を推進する方針が示され、平成28年度の診療報酬改定により、精神科地域移行機能強化病棟が新設されました。

1年以上の入院及び入院期間が1年を超える見込みがある患者さんについて、退院支援を充実し地域での生活への移行・定着をさらに進めるため、当院でも、平成31年4月より「精神療養病棟」のB3病棟を「地域移行機能強化病棟」として運営していくことといたしました。当該病棟では、退院後に自宅等で安心して暮らしていけるための支援として、

- ①・ ピアサポーターや地域の事業所とともに交流会の開催
- ②・ 日常生活に必要なスキルの習得のためのプログラムの実施
- ③・ 地域の社会資源の見学

等を他職種と連携して提供してまいりますので、地域移行促進にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。